

○ 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第二十六条 法第九条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二十七条 法第二十二條第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。</p> <p>(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第二十六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二十七条 法第二十二條第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。</p> <p>(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令に係る電磁的</p>

<p>方法)</p> <p>第三十二条 令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p>	<p>方法)</p> <p>第三十二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	